

原稿1

オモテ

91 mm

55 mm

110 mm

児童福祉法第29条に基づく立ち入り調査を行う職員の身分証明書

所 属 京都市児童相談所  
職 名 第二 年 月 日生  
氏 名

上記の者は、児童福祉法第29条の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。

年 月 日 京都市長 印

折りすじ (裏抜き)

55 mm

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に基づく立入調査を行う職員の身分証明書

所 属 京都市児童相談所  
職 名 第二 年 月 日生  
氏 名

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。

年 月 日 京都市長 印

ウラ

児童福祉法 (抄)

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律 (抄)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

注 意

- 1 本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 氏名を変更し、又は本証を汚損し、若しくは紛失したときは、本証の再交付を受けなければならない。

原稿2

枠

91mm

55mm

110mm

折りかじ  
(裏表)

55mm

第 号

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項及び第9条の2第1項に基づく調査等を行う職員の身分証明書

所 属 京都市児童相談所

職 名 第二

氏 名 年 月 日生

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項及び第9条の2第1項の規定により調査又は質問を行う職員であることを証明します。

年 月 日  
京都市長

印

第 号

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項及び第2項に基づく臨検等を行う職員の身分証明書

所 属 京都市児童相談所

職 名 第二

氏 名 年 月 日生

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項の規定により臨検し、若しくは捜査を行い、又は同第2項の規定により調査し、若しくは質問を行う職員であることを証明します。

年 月 日  
京都市長

印

47

### 児童虐待の防止等に関する法律 (抄)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証書を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

第9条の2 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証書を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

### 児童虐待の防止等に関する法律 (抄)

第9条の3 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

#### 注 意

- 1 本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 氏名を変更し、又は本証を汚損し、若しくは紛失したときは、本証の再交付を受けなければならない。